

次に、日程第4、議案第43号 令和3年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての1件について、決算特別委員長の報告は原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第43号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第44号 令和3年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての1件について、決算特別委員長の報告は原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第44号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○赤間泰広総務常任委員長 おはようございます。

それでは、令和4年9月定例会におきます総務常任委員会審査報告をさせていただきます。

令和4年9月市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月8日に開催し、委員出席の下、当局関係者の出席を

求め、審査をいたしております。

それでは、議案第46号 字の区域及び名称の変更について申し上げます。

本案は、地方自治法第260条第1項及び国土調査法第19条第2項の規定により、地籍調査事業実施区域の今泉の一部の字の区域及び名称の変更を要するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今泉地区の地籍調査はいつから始まって、いつ頃終わる予定なのかとの質疑がなされ、農林課長からは、平成28年度から実施しており、予算に大きく左右されるため、これからおよそ5年から17年程度かかる見込みとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の地籍調査を終えると、今泉地区のどれくらいになるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、今泉及び河井地区での調査を行っているが、残りの調査面積は約1.3平方キロメートルとなっているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 長井市遊びと学びの交流施設条例の設定について申し上げます。

本案は、長井市遊びと学びの交流施設の整備に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、開館時間が午前10時とあるが、利用者の意向なども反映して開館時間を早く設定すべきでないかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、アンケート等による利用者の意向や利用実績等を見ながら今後検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、図書館の学習室、視聴覚室等に使用料の設定があるが、一般の利用については料金が発生するのかなどとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、占有する際は使用

料が発生するが、一般の利用については無料となっているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、会議室等の利用申込みの際、目的等を聴取するのか、また、予約方法等についてはこれから検討するのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、営利目的で使用する場合を想定し、割増し料金を設定しているため、事前に目的等を聴取する。予約方法等については、オンラインではなく、職員が在中している時間帯に電話や直接対面で受付とすると考えると答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する制度が公布され、市議会議員及び市長の選挙に関連する公費負担分の単価が引き上げられたことに伴い、市条例の定める公費負担分の単価について引上げを行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、特に企画費等、政令の額と市条例の額に違いがあるが、算定基準はとの質疑がなされ、選挙管理委員会事務局長からは、企画費に関しては、平成8年から政令額の3分の1と条例で制定しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結い

たします。

それでは、日程第6、議案第46号 字の区域及び名称の変更についてから日程第8、議案第48号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第46号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第46号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第47号 長井市遊びと学びの交流施設条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第48号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。